

いつもお世話になります。

10月に入り、朝晩がすっかり涼しくなってきました。

秋の味覚の代表である秋刀魚、松茸、栗は、この時期の楽しみの食べ物です。

また、新米も出てきます。新米のごはんに秋刀魚。また、栗ごはんもいいですね。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

善きことは、
カタツムリの
速度で動く。

マハトマ・ガンジー

(出典「世界の名言100選」より)

自分への挑戦

「今」この瞬間を
大切に生きる。
それが自分への
挑戦であり、
明日への道へと
続いていく。

荒川 静香 より

(元気手帳5より)

今月のいろいろ「掲示板」

【岐阜県中小企業家同友会各務原支部 9月例会】

9月29日に同友会の各務原支部で、「中小零細企業の借金のすゝめ」と題してパネルディスカッションを行い、そのパネリストとして参加してきました。

60名の参加者が、熱心に話を聞いていただきました。



知っとこ！「税務のママ知識」

【セルフメディケーション税制とは】

2017年1月1日から、特定の医薬品購入に対する新しい税制「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まりました。「セルフメディケーション税制」は、きちんと健康診断などを受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。

1. 適用対象者としての要件

適用を受ける為にはその年分に「一定の取組」を行う必要があります。
具体的には、次のいずれかを申告者本人が受けていなければなりません。

- | | |
|----------|--------|
| ① 健康診査 | ④ がん検診 |
| ② 定期予防接種 | ⑤ 健康診断 |
| ③ 特定健康診査 | |

2. 対象医薬品

対象となる医薬品は、一定のスイッチ OTC 医薬品に限定されています。
対象か否かは、領収書（レシート）に明記されていますので、判別が容易に可能です。

3. 控除額

医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までの
購入金額合計額のうち12,000円を超える部分の金額（上限88,000円）です。
この購入金額は申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする
配偶者その他の親族分も含めることができます。

控除額＝購入金額の合計額－12,000円

引用：MyKomon 日本一般用医薬品連合会

事務所あれこれ日記

★9月誕生日会★

9月はスタッフの時田と兒玉二人の
誕生日月でした。

素敵な手作り誕生日ポスターを作っていた
だきとても嬉しかったです。 時田



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com